

与謝野町サテライトオフィス設置事業補助金

◆補助対象者

次の①～④の全てを満たす事業者の方

- ①令和3年4月1日以後に町内にサテライトオフィスを開設した事業者であること
- ②サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること
- ③開設したサテライトオフィスにおいて従業者が1人以上就労すること
- ④事業者が本拠としている事業所が所在する自治体の市町村税を滞納していないこと

◆補助対象事業

① 施設整備事業	サテライトオフィスの建物の取得又は改修若しくは改築に要する費用
② 施設賃借事業	サテライトオフィスの賃借料等（共益費を含む）
③ 開設準備事業	サテライトオフィスの入居に際して要した引越し費用
④ 設備整備事業	サテライトオフィスの設備整備に要した事務機器その他備品の購入費又はリース料

※補助金の交付対象となるサテライトオフィスは事業者につき1か所に限ります。

◆補助対象事業費

各補助対象事業に係る経費の合計額としますが、国、京都府、本町その他団体からの補助金の交付を受けられる場合は、補助対象経費の額から控除した額とします。

◆補助率及び限度額等

補助率：2／3以内

補助金限度額：50万円

その他：補助金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる

◆申請方法

町ウェブサイトから申請書をダウンロードし、必要書類を添えて、与謝野町役場商工振興課まで提出して下さい。また、詳しい制度内容や申請方法などについて、ご相談を随時受け付けていますので、商工振興課（0772-43-9012）までお問合せください。

◆募集期間

令和3年7月15日～令和3年11月30日